

第2期入間市教育振興基本計画 (平成29年度～平成33年度)

原案

(パブリックコメント終了後)

入間市・入間市教育委員会

本資料は、平成28年12月20日時点における案であり、今後変更があり得る。

目 次

第1章 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の全体像	2
5	教育を取り巻く社会の動向	3

第2章 基本理念と基本方針

1	基本的な考え	4
2	グランドデザイン	5
3	基本理念及び基本方針	6

第3章 施策の展開

	施策体系	7
1	【人権教育】	
	第1項 人権の尊重と権利の擁護	8
2	【生涯学習】	
	第1項 生涯学習の推進	10
	【幼児・学校教育】	
	第1項 学校教育の充実	12
	第2項 子ども・子育て支援の充実	14
	第3項 学校施設の整備	15
4	【社会教育】	
	第1項 社会教育の充実	17
	第2項 社会教育施設等の整備	24
5	【スポーツ・レクリエーション】	
	第1項 生涯スポーツの充実	25

第4章 計画の推進にあたって

1	社会全体で教育の向上に取り組むために	27
2	計画を推進するために	27
3	指標一覧	28

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

今日、私たちを取り巻く社会は、人口の減少と少子化・高齢化の進行、高度情報化、グローバル化などの進展によって急速に変化しています。また、21世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域において飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるとも言われています。

そのような変化の中、市民生活における様々な課題に対応していくためにも、市民の誰もが社会に参画する意欲を高め、社会生活において必要とされる資質や能力等を継続的に習得するため、生涯にわたって学習することのできる環境を整備していくことが一層重要になります。

とりわけ、未来を担う子どもたちの周りには、規範意識の低下や社会性が希薄化する中で、家庭や地域の教育力に関わる問題をはじめ、学力や学習意欲の向上、そして、いじめや不登校への対応など、多くの教育的課題が山積しています。

こうした課題の解決に向けては、子どもたち一人ひとりがそれぞれの人間性を高め、学びに向かう力や、生涯にわたって学び続ける態度を身につけることが重要であり、主体的・協働的に課題を発見・解決していくための思考力、判断力、表現力を身につけることが必要となります。

教育行政における「教育」には、幼児教育・学校教育、社会教育、家庭教育などが含まれ、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学習を対象としています。そのため、本計画は、本市の教育施策全体を貫く基本理念と各分野における目標を明らかにし、中長期的な視点から市民の学びを支え、学校、家庭、地域が一体となって、市民全員の豊かな人間性を育むための教育について、一層の振興を図っていくために市と市教育委員会において策定するものです。

2 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

(第6次入間市総合計画前期基本計画と同一の期間とします。)

3 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の定める教育の振興に関する施策についての基本計画を参酌しつつ、本市の実情を踏まえた本市教育の振興を図るための基本的な計画として策定するものです。

入間市教育振興基本計画をもって「入間市教育大綱」に代えることとします。

「入間市教育大綱」とは

市長が地域の実情に応じ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

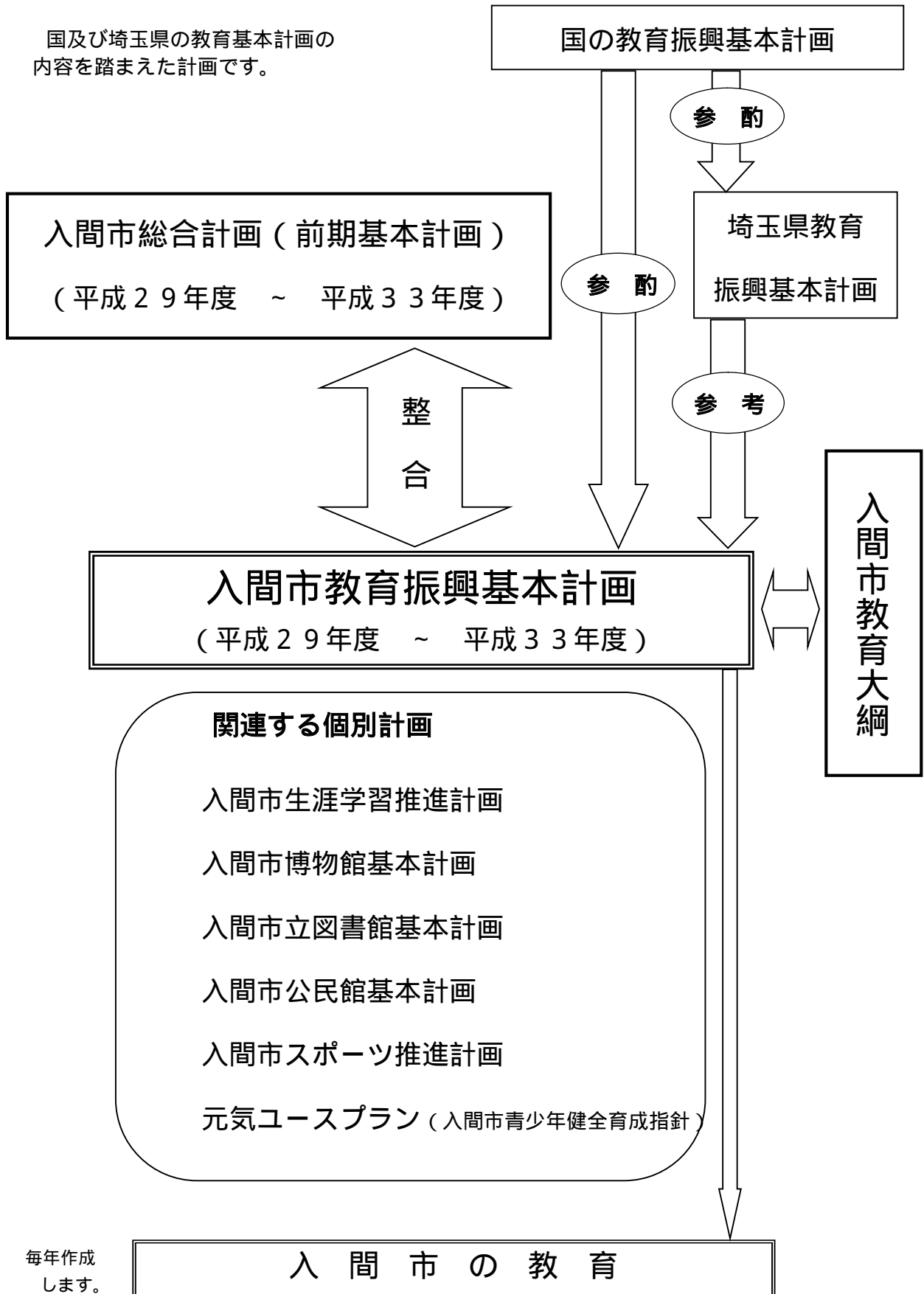
参 考 (教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4 計画の全体像

国及び埼玉県の教育基本計画の内容を踏まえた計画です。



5 教育を取り巻く社会の動向

(1) 人口の減少と少子化・高齢化の進行

人口の減少や少子化・高齢化の進行によって社会は大きく変わりつつあり、とりわけ子どもたちの育ちを取り巻く環境は大きく変化してきています。日常生活の中で、人と人が触れ合う機会も減少していることから、年少の頃から人間関係のもち方や社会生活におけるルールを学び、日常生活における社会性を身につけていけるような取り組みが必要とされています。

(2) 高度情報化・グローバル化の進展

インターネットや携帯電話の普及など情報通信技術(ICT)の発達によって、多くの情報を簡単に入手し、不特定多数の人々と簡単に情報のやり取りが出来るようになるなど、生活の利便性は格段に高まりました。しかし、一方で、このような高度情報化社会に対応していくために、情報の正確性や信頼性を判断し、価値ある情報を選択し、利活用できる能力の育成が求められています。

また、人、もの、情報等が行き交う社会、経済のグローバル化の加速によって、情報や技術をめぐる国際競争がさらに激しさを増すとともに、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が進んでいます。そのため、国際的な視野を持った世界に通用する人材を育成することや多文化共生社会の実現に向けた取り組みが必要とされています。

(3) 環境・資源問題の深刻化

世界経済の拡大や新興国の経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の進行は、物質的な豊かさや便利さをもたらす一方で、エネルギー消費の増大等による資源問題や地球温暖化という環境問題を引き起こしています。住環境に配慮したライフスタイルへの改善が個人レベルでも求められており、持続可能なまちづくりに向けて実践的な態度・能力を養う教育が一層重要になっています。

(4) 能力発揮機会の不均衡

経済的な格差が子どもたちの受ける教育の格差につながり、学力や進路選択に影響を与えることで、更なる格差を生み出すといった格差の再生産・固定化が懸念されています。格差の再生産・固定化を払拭し、誰もが等しく、主体的・能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を発揮する機会を等しく与えられることを可能とする社会の実現を目指していくことが求められています。

(5) 家族形態・地域社会の変化

核家族化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域社会とのつながりや支え合いが希薄化してきており、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。学校、家庭、地域が連携し、相互に補完しながら、一体となって子どもたちに命の大切さや人権を尊重する心、自然、郷土を愛する心などを培うことの大切さを教え、発達段階に応じた基本的な生活習慣や確かな学力を身に付けられる環境を整備していく必要があります。

また、子どもたちが安全・安心に過ごせるように、地域力を生かした防犯活動の向上が強く求められています。

第2章 基本理念と基本方針

1 基本的な考え

人間市は、まちづくりのビジョンとして、「香り豊かな緑の文化都市」を掲げ、人・まち・自然が元気なまちづくりを推進しています。

さらに、平成29年度からの「第6次人間市総合計画」においては、10年間の行政運営において「みんなで作る 住みやすさが実感できるまち いるま」を目指して、その大きな方向性として、「元気な子どもが育つまち」をテーマに施策の推進を図ることとしています。

そのため、本計画においては、豊かな人間性の育成を教育行政の理念に据え、市民一人ひとりがさまざまな学びを通じて充実した生活を送り、さらには暮らしやすい地域づくりに向けて積極的に関わっていけるように、「学びと実践があふれるまち」をテーマに施策展開を図り、市政運営の方向性につなげていきます。

なお、本計画期間における施策の重要な方向性として次の3点を設定して、常にその方向性を確かめ、堅持していくことで、市政と連携した教育行政の推進を図り、「学びと実践があふれるまち」の実現を目指していきます。

夢の実現に向けた学校教育の充実

『こども未来室事業』を継続し、着実に推進するとともに、子どもたち一人ひとりの夢の実現に向けて9年間の義務教育の充実を図るため、小中一貫教育の取り組みや、ユニバーサルデザインの視点に立った教育の展開、学力の向上に重点を置いて取り組みます。そのために居場所のある学級づくりや、学びたい、分かってほしい子どもの学力保障と授業改善に取り組み、主体的な学びがあふれる学校づくりを進めます。

地域との連携と生きる力の育成

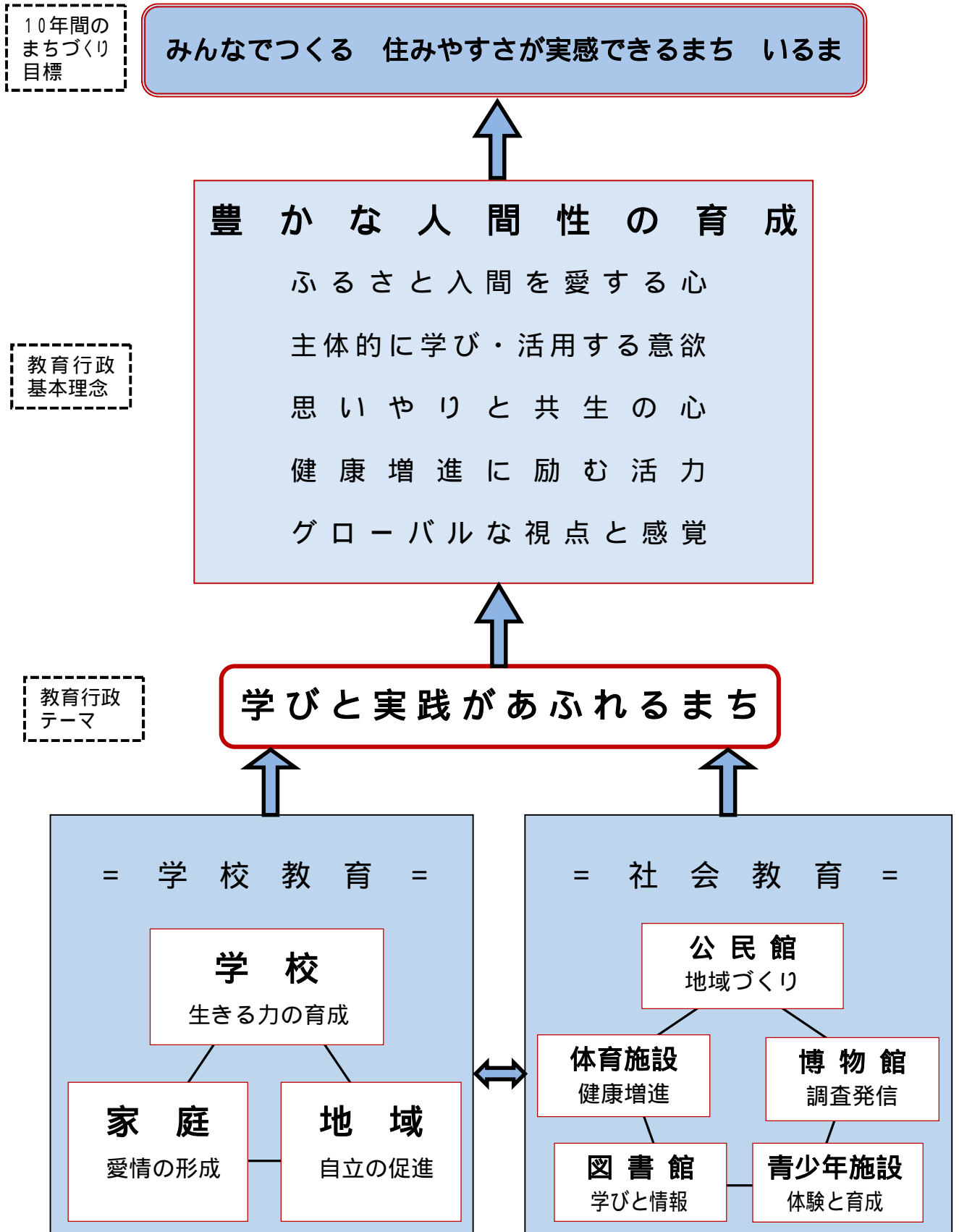
中学校区ごとに地域交流研修会を設け、地域の特色を生かした開かれた学校づくりを進めることで、地域と連携した教育力の向上を図ります。さらに、小中学校が互いに補完しあい学校力を高めることで、地域で活躍できる子どもを育てます。地域の祭りやさまざまな行事を、大人と一緒に子どもたちが自信をもって実践し、役割を果たすことで、生きる力のいっそうの向上、社会的自立の促進を図ります。

学びと実践による地域づくり

社会教育を総合的かつ効果的に展開していくために、市民と行政の協働による推進体制の充実を図ります。また、公民館、博物館、図書館等の社会教育施設や体育施設の運営を通して市民ニーズを把握し、協力団体やボランティアスタッフ等と積極的に事業の創造に取り組むことで、市民の学びと実践があふれる地域づくりを進めていきます。

2 グランドデザイン

人間市の教育



3 基本理念及び基本方針

基本理念「豊かな人間性の育成」

* 豊かな人間性の育成

- ・ふるさと人間を愛する心
- ・主体的に学び・活用する意欲
- ・思いやりと共生の心
- ・健康増進に励む活力
- ・グローバルな視点と感覚

基本方針

子どもから大人まで、市民が生涯にわたって学び続けることができるように、学びの場としての学校教育や社会教育の充実を図るとともに、学んだ成果を地域や社会に活かすことで、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくりを目指すことを本市教育施策の基本方針とします。

施策体系

(1) 人権教育

心豊かな社会形成の基本となる人権の尊重をはじめ、平和の尊さを認識し、大切にしていくための総合的・体系的な教育活動、人権教育に係る学習機会の充実に向けた取組みを推進します。

(2) 生涯学習

生涯学習推進のための環境づくりを進め、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習を通じた人づくり、学習の成果を生かしたまちづくりへとつなげていきます。

(3) 幼児・学校教育

確かな学力、豊かな心、健やかな体の総体である子どもたちの「生きる力」を育むことを目指し、幼児・学校教育の内容や体制の充実を図ります。

(4) 社会教育

青少年の育成、芸術の振興、公民館・博物館・図書館等の活用を通じて社会教育の充実を図ります。

(5) スポーツ・レクリエーション

健康な生活の基礎となるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

第3章 施策の展開

施策体系

1 人権教育

政 策	主な取り組み
第1項 人権の尊重と権利の擁護	(1)人権施策の推進
	(2)平和施策の推進

2 生涯学習

政 策	主な取り組み
第1項 生涯学習の推進	(1)学習環境の充実
	(2)学習活動の充実
	(3)学習成果の活用

3 幼児・学校教育

政 策	主な取り組み
第1項 学校教育の充実	(1)学校教育体制及び学習環境の充実
	(2)学校教育内容の充実
第2項 子ども・子育て支援の充実	(1)幼児教育の環境整備
第3項 学校施設の整備	(1)学校施設の充実・最適化
	(2)学校給食施設・設備の充実

4 社会教育

政 策	主な取り組み
第1項 社会教育の充実	(1)社会教育環境の充実
	(2)家庭・地域の教育力の向上
	(3)青少年教育の充実
	(4)文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援
第2項 社会教育施設等の整備	(1)施設の充実・最適化

5 スポーツ・レクリエーション

政 策	主な取り組み
第1項 生涯スポーツの充実	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
	(2)スポーツ環境の整備

1 人権教育

政 策	施 策	主な取り組み
第1項 人権の尊重と権利の擁護	(1)人権施策の推進	人権の啓発
		人権教育の推進
	(2)平和施策の推進	平和意識の高揚

第1項 人権の尊重と権利の擁護

施策(1) 人権施策の推進

目標

基本的人権の尊重という普遍的な視点から、総合的・体系的な教育活動の推進、人権教育に係る学習機会の充実などに取り組み、社会的身分・門地(家柄)・人種・信条・性別・年齢・障害の有無等による差別のない、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する社会を目指します。

現状

女性、子ども、高齢者、障害のある方、外国人などの人権や同和問題に加え、インターネットによる人権侵害や性的マイノリティに対する偏見など新たな人権問題が顕在化しています。また、児童や高齢者に対する虐待行為やドメスティックバイオレンス(DV)等の増加も見られ、深刻化する可能性が高まっています。こうした中、学校教育、社会教育においては、基本的人権の尊重の考えのもと、学校、家庭、地域などあらゆる場と機会を活用し、人権教育・啓発を推進しています。

課題

人権に関する教育や啓発活動は、指導者や参加者の固定化も見られるため、新たな人材の確保や参加促進などが求められています。また、これまでの人権問題に加え、生活様式の多様化や国際化、経済格差の広がりにより新たな人権問題が生じており、時代に合った人権教育、啓発活動に取り組む必要があります。

主な取り組み

人権の啓発

基本的人権が尊重される、差別のない明るい社会を築くため、人権啓発講座の開催や啓発用品を作成・配付することで人権啓発活動の推進を図ります。

人権教育の推進

自ら学び、人権感覚と共生の心を育む人権教育を推進するため、人権問題講演会の開催、フィールドワーク等研修会の実施、人権教育実践報告会の開催、PTA家庭教育学級などで人権教育の推進を図ります。また、新たな人権問題に適した内容で人権問題講演会を開催するなど、時代に合った人権教育を推進していきます。

施策(2) 平和施策の推進

目標

「人間市平和都市宣言」の趣旨に基づき、基本的人権の尊重という普遍的な視点から、平和の尊さについての啓発活動を推進し、平和意識の高揚を図ります。

現状

国際社会における核兵器の脅威は依然として続いており、今なお多くの人々が武力紛争、飢えや病気に苦しんでいます。本市では、「平和都市宣言」に基づき、かけがえのない地球環境を守り、世界の恒久平和実現のための平和推進啓発事業に取り組んでいます。

課題

世界の恒久平和実現のためにも、平和の尊さに対する意識を高めていくことが重要です。基本的人権尊重の趣旨のもと、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場と機会を活用し、平和意識を高めるための教育と啓発を推進していくことが必要です。

主な取り組み

平和意識の高揚

平和の大切さを改めて考え、平和を尊重する心の育成に努めます。

2 生涯学習

政 策	施 策	主な取り組み
第1項 生涯学習の推進	(1)学習環境の充実	学習情報の提供
		学習機会の充実
	(2)学習活動の充実	市民の学び合いの促進
		団体間の連携の促進
	(3)学習成果の活用	学びを活用する機会の充実
		学習機会の充実

第1項 生涯学習の推進

施策(1) 学習環境の充実

目標

市民のだれもが、いつでも、どこでも主体的に学習に取り組むことができ、だれもが気軽に参加できる学習機会の提供などを市民との協働により進めることで、学習環境の充実を図ります。

現状

広報いるま、ホームページ、ブログ等で幅広く学習情報を発信しています。特に、ライフスタイルの変化や現代的・社会的課題の多様化、市民活動の広がりに伴い、学習に対する市民や社会のニーズは多岐にわたり、専門的になっています。ニーズに対応したさまざまな学習機会を提供することで、学習活動に対する市民の参加を促進しています。

課題

より多くの市民に対して、わかりやすく豊富な学習情報を提供する必要があります。また、市民や社会のさまざまなニーズに対応していくための学習情報の提供、学習機会の充実が必要です。

主な取り組み

学習情報の提供

学習情報を収集・整理し、幅広くわかりやすい情報をさまざまな媒体を利用し、提供していきます。

学習機会の充実

乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期向けなど学習者のニーズに合わせて、誰もが自発的に、参加しやすい事業を検討し、学習機会の充実を図ります。

施策(2) 学習活動の充実

目標

多様化するライフスタイルに応じた現代的・社会的課題や目標を、市民や市民活動団体が共有し、学び合い、支え合い、高め合えるような学習活動の充実を目指します。

現状

生涯学習フェスティバルや各地区公民館の文化祭等、市民の生涯学習の成果を発表する機会の提供、教室・講座等、学習活動への参加を促進する事業を実施しています。また、行政と市民活動団体、企業・大学等が連携・協働することにより、生涯学習を

推進する事業を実施しています。

課題

市民活動団体や企業・大学等との連携・協働を図り、地域のあらゆる組織の学習支援への参画を促し、学び合おうとする意識を醸成するための環境整備が必要です。

主な取り組み

市民の学び合いの促進

市民や市民活動団体が、生涯学習をきっかけに仲間と共に学び合い、支え合い、高め合えるように支援します。

団体間の連携の促進

地域の課題解決に向けては、地域の自主活動グループ同士の交流を活発化することが重要です。既存の市民活動団体に加え、さまざまな自主活動グループ同士の交流のため情報交換、人材育成等の充実を図ります。

施策(3) 学習成果の活用

目標

学習を通じて地域課題の共通理解を進め、市民のまちづくり活動への参加を促進するなど、学習成果の地域への還元を促進するための仕組みや環境を整備します。

現状

市民活動団体との協働により、学習の成果を地域に活かす事業を実施しています。また、事業の中では、現代的・社会的課題として、少子化・高齢化の課題に対する、「高齢化でまちづくり」、「中高生の居場所づくり」等のワークショップを開催しています。

課題

学習の成果を地域に活かすための機会の充実、現代的・社会的課題に対応する学習活動を支援し、学習の成果が地域に活かされる仕組みづくりが必要です。

主な取り組み

学びを活用する機会の充実

市民一人ひとりが互いに関わりあいながら、豊かに暮らすことのできるまちづくりに向けて、現在あるシステムの活用や新たな仕組みづくりなど、学びを活用する機会の充実を図ります。

学習機会の充実

講師・指導者として地域等で活用できる人材等を養成するための学習機会の充実を図ります。

3 幼児・学校教育

政 策	施 策	主な取り組み
第1項 学校教育の充実	(1)学校教育体制及び学習環境の充実	学校経営の充実
		生徒指導・教育相談の充実
		子ども未来室事業の推進
		教材・図書等の充実
		子育て家庭への経済的支援
	(2)学校教育内容の充実	学力向上の充実
		豊かな心を育む教育の推進
健康・安全教育及び学校給食の推進		
第2項 子ども・子育て支援の充実	(1)幼児教育の環境整備	子ども未来室事業の推進
		幼児の通級指導教室を通じた支援
		保護者への情報提供と支援
		保幼小中連携・接続研修会の実施
		幼稚園就園世帯への支援
第3項 学校施設の整備	(1)学校施設の充実・最適化	校舎・屋内運動場の整備
		学校給食センター施設・設備の整備
	(2)学校給食施設・設備の充実	自校給食施設・設備の整備

第1項 学校教育の充実

施策(1) 学校教育体制及び学習環境の充実

目標

児童生徒に対する教育的支援の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を育みます。

現状

「学校力」及び「教職員の指導力」の向上を目指してさまざまな施策を実施し、徐々に成果があがっています。また、学校における不登校、いじめ、暴力行為は減少傾向にあります。さらに、「子ども未来室事業」により、誰もが学びやすい環境や連続性のある多様な学びの場が整いつつあり、いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等の問題も改善傾向にあります。

課題

子ども、保護者、地域住民の願いを活かし、地域に根ざした「特色ある学校づくり」をさらに推進していく必要があります。また、学校における生徒指導及び教育相談体制の充実を図り、非行問題行動や不登校などを更に改善させる必要があります。同時に、「子ども未来室事業」を一層推進し、すべての子どもたちの自立や夢の実現を目指して支援していく必要があります。

主な取り組み

学校経営の充実

学校長を中心とした全教職員の参加による学校経営により、「ふるさと入間を愛する心」、「主体的に学び・活用する意欲」、「思いやりと共生の心」、「健康増

進に励む活力」、「グローバルな視点と感覚」の総体である「豊かな人間性の育成」と「生きる力」を育む、特色のある学校づくりを推進します。また、研修会の充実、学校指導訪問の実施、各学校の課題研究への支援等により教職員の資質向上を図り、日々の教育活動の充実を図ります。さらに、家庭・地域とも連携し、安全で、信頼される学校づくりを推進します。

生徒指導・教育相談の充実

小中学校の児童生徒、一人ひとりの夢が実現できる学校生活を目指し、市内全校に対して、毎学期における生徒指導訪問や巡回訪問等を実施することで、各学校の実態に即した指導体制の充実を図ります。また、児童生徒に対する相談活動の充実や、学校生活の環境改善に取り組み、それぞれが抱えている悩みごとの解消を目指します。

子ども未来室事業の推進

就労までを見据えた幼児・児童・生徒の発達の支援、小・中・高等学校といった異校種間等の円滑な接続の実施、また、子育て中の親の支援、インクルーシブ教育システムの構築を含む特別支援教育の充実などを総合的、一体的に進めるため、「子ども未来室事業」に継続して取り組み、一層の充実を図ります。

教材・図書等の充実

学習指導要領に対応する教材教具を整備し、良好な教育環境の確保とより分かりやすい授業を展開するための教育内容の充実に向けて、学校管理備品、教育教材備品、学校図書館図書等を計画的に更新します。また、ICT機器を活用した効果的な授業を実現するため、ICT機器及びICT環境の計画的な整備を進めていきます。

子育て家庭への経済的支援

子どもの教育を受ける権利や、教育の機会均等などを保障するため、学校で必要となる諸経費、学用品費、給食費、校外活動費（遠足や林間学校）、修学旅行費などを援助品目とした就学援助制度による支援を行います。

なお、新入生保護者説明会や進学進級時に、就学している学校を通じて、制度案内及び申請書を配布し、保護者へ就学援助制度の確実な周知を図っていきます。

施策(2) 学校教育内容の充実

目標

子どもたち一人ひとりについて、確かな学力の習得、豊かな心の醸成、健やかな体の育成を目指します。

現状

学力向上策を総体的に推進しており、その成果も徐々に上がってきています。また、豊かな心の醸成に向けた、子どもたちの「ふるさと人間」への関心度は、年々高まっています。さらに、子どもたちの体力についても向上傾向にあり、「食」や「健康」への関心も徐々に高まりつつあります。

課題

基礎・基本の定着を図り、思考力、判断力、表現力などを含めた確かな学力を身につけさせるため、学校（授業）及び家庭での学習の充実を総体的に図っていく必要があります。また、地域人材等を活用した体験活動を通して、道徳教育、人権教育を充実させ、子どもたちの「思いやりの心」や「郷土を愛する心」をさらに育てていく必要があります。さらに、基本的な生活習慣を確実に身につけさせるとともに、自分の

健康は自分で守るための資質や能力を身につけさせる必要があります。

主な取り組み

学力向上の充実

研修の充実及び小中一貫教育の推進を通して、教職員の資質及び授業力の向上を図ります。特に、ユニバーサルデザインの視点に立った全ての児童生徒にとって分かりやすい授業手法の導入や家庭学習の充実を通して、児童生徒の学ぶ意欲を育て、学力向上につなげます。また、学校現場の実態把握や研究授業の実施を通して指導方法の工夫改善を進めます。

豊かな心を育む教育の推進

茶摘みや盆点前など市独自で実施している「狭山茶とふれあう教育」を地域の教育力を活かしながら充実させることで、「ふるさと人間を愛する子ども」の育成を図ります。また、全ての教育活動を通じて道徳性や人権尊重の態度を養うと共に、社会体験や福祉体験、奉仕活動等、様々な体験活動を積極的に取り入れることにより、自他を尊重し、他者の痛みを共有できる共生の心と、仲間とともに物事に取り組む喜びや感動する心を育てます。

健康・安全教育及び食育の推進

健康教育として、国民運動「早寝、早起き、朝ごはん」の推奨を通して食育の充実を図ります。また、防災教育では、避難訓練や引き渡し訓練の充実を通して、防災意識を高めると共に、危機回避能力を育成します。さらに、安全教育では自転車免許取得を目標にした交通安全教室（小学4年生と中学1年生を対象）、スケアードストレイト技法を用いた交通安全教室（小学5、6年生と中学生を対象）を中心に交通安全教育の推進に取り組みます。なお、安全で栄養バランスが良い学校給食の実施、地産地消の推進、安全な旬の食材の使用、行事食の提供等を行うことで、食文化への理解を促すとともに、健康な体を育むための、食の大切さ等を児童生徒・保護者に発信していきます。

「スケアードストレイト技法」とは

スタントマンによる擬似の交通事故現場を再現し、交通安全意識の醸成と高揚を図るものです。

第2項 子ども・子育て支援の充実

施策(1) 幼児教育の環境整備

目標

人間形成において、非常に重要な役割を持つ幼児期の教育の充実を図ります。

現状

親としてのあり方や子育てに取り組む姿勢について、悩みを持つ親が多く存在します。また、近年、特別支援教育への社会的な理解が進む中で、発達障害、あるいはその疑いのある幼児に対して、子ども、保護者、幼稚園等への支援の重要性が高まっています。

課題

子育ての悩みを持つ親を支援し、幼児の健やかな成長を図る必要があります。また、子どもの特性にあった多様な体験を通して、幼児が心身ともに健やかに育つ環境を整えることが必要です。さらに、保護者には子育てに不安を抱かず、安心して子育てができる社会にすることが求められています。

主な取り組み

子ども未来室事業の推進

臨床心理士・作業療法士による発達障害又は疑いのある子どもたちへの関わり方や支援方法の助言などを行う、子ども未来室事業を推進すると共に子どもの発達過程を踏まえ、一人ひとりのよりよい成長を支援していくための巡回支援等を実施します。また、幼児期・小学校期・中学校期における通級指導教室や特別支援学級を活用するとともに、保育士・教諭等を対象とする発達障害児への支援に関する研修会、講演会を充実させ、さらに、1歳6か月健診・就学時健診の保護者を対象に「育ちの記録シートおちゃめ」の配布活用を図る事業を展開していきます。

幼児の通級指導教室を通じた支援

発達障害又は疑いのある幼児への支援の充実を図ります。幼児の通級指導教室「茶おちゃお」において、コミュニケーション能力や感情コントロール、集団生活での適応能力が身につくような支援、自己肯定感の醸成などに取り組みます。また、小学校との連携を密にする中で、一貫した支援ができるよう体制の充実を図ります。

保護者への情報提供と支援

保護者が子育てに対して不安を抱かず、安心して子育てができるように、幼稚園・保育所において親の学習講座を開講し、子育てに対する不安を軽減すると共に、安心して子育てができるような情報提供や支援を充実します。

保幼小中連携・接続研修会の実施

保幼小中連携・接続に関して、保育士・教諭等を対象とする発達障害への適切な対応と支援方法を学ぶ研修会、講演会を実施します。その中で、連携の意義を周知すると共に、滑らかな接続を可能とするための指導方法等についての技能向上を目指すことで、全体のレベルアップを図ります。

幼稚園就園世帯への支援

私立幼稚園就園奨励費補助金や、市独自の私立幼稚園等保護者負担軽減対策補助金の交付を通して、入園料・保育料の減免制度等を実施し、幼児教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

第3項 学校施設の整備

施策(1) 学校施設の充実・最適化

目標

公共施設マネジメントの考え方に基づく施設の再配置に取り組み、サービスの適正化を考慮しつつ、公共施設全体の視点から学校施設の最適化を進めます。

現状

構造体の耐震化については平成27年度で全校終了しましたが、非構造部材の耐震化については、早期完了が求められています。施設等の老朽化に関しては、機能を維持するための改修や応急的な修繕が必要となっています。

課題

建物や設備の経年劣化には緊急性や必要性を検討しながら対応せざるを得ない反面、公共施設マネジメントの目的に沿って、公共施設等総合管理計画の中で維持管理等を進めていく必要もあります。特に、安全・安心にかかる非構造部材の耐震化について

は、優先課題になっています。

さらに、健康への配慮から教室へのエアコン設置や、快適な学習環境の充実を図るためのトイレ改修なども課題となっています。

主な取り組み

校舎・屋内運動場の整備

市全体の教育施設の再整備に向けて、学校の配置方針や人間市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本指針にもとづき、学校の統廃合に向けた検討をします。また、児童、生徒の安全・安心を第一に考え、学校施設の構造体の耐震化に続き、非構造部材の耐震化や、施設の老朽化への対応、ノーマライゼーションの理念に基づき、基本的環境整備の充実や合理的配置を適切に提供するとともに、快適な学習環境で教育を受けられるよう計画的な維持管理や改修なども進めていきます。

施策(2) 学校給食施設・設備の充実

目標

学校給食にかかる施設や設備の改修、改善等を適切に行い、安全・安心でおいしい給食の安定的な提供を確保します。

現状

小学校16校は、各自校調理場において給食を提供しており、中学校11校は、学校給食センターにおいて給食を提供しています。また、学校給食施設の多くは老朽化が進行しており、計画的に施設の改修及び機器の入れ替え、修繕を行い運営しています。

課題

学校給食センターや自校調理場においては、定期的な設備等の入れ替え修繕を行い、機能を維持するとともに、「学校給食衛生管理基準」を遵守した施設を継続していく必要があります。

また、学校給食センターは老朽化が進行しているため、施設更新についての検討が必要となっています。

主な取り組み

学校給食センター施設・設備の整備

安全でおいしい給食を提供するため、衛生管理の徹底、調理機器等の充実を図ります。

また、学校給食センターの更新を目指し、調査・研究・資料収集等を行います。

自校給食施設・設備の整備

未改修の給食施設については、計画的に整備を進めて、安全でおいしい給食を提供するため、衛生管理の徹底、調理機器等の充実を図ります。また、アルマイト製食器から新食器への入れ替えを推進します。

4 社会教育

政 策	施 策	主な取り組み
第1項 社会教育の充実	(1)社会教育環境の充実	社会教育の機会の充実
		資料の収集・提供の充実
		社会教育に関する情報の提供の充実
	(2)家庭・地域の教育力の向上	乳幼児の親を支援する事業の充実
		小中学生の親を支援する取り組み
		家庭・学校・地域等の連携の促進
		団体支援の充実
	(3)青少年教育の充実	体験機会の充実
		居場所づくりの充実
		青少年関係団体の支援の充実
		青少年を対象にしたスタッフ及びリーダー養成
	(4)文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援	指定文化財の保護
		文化財保護啓発事業の実施
		近代化遺産の保存・活用
		埋蔵文化財の保護
	第2項 社会教育施設等の整備	(1)施設の充実・最適化
青少年活動センター施設の充実		
博物館施設の充実		
図書館施設の充実		
公民館施設の充実		

第1項 社会教育の充実

施策(1) 社会教育環境の充実

目標

市民の主体的な学習活動や仲間づくりを促進し、活力ある地域づくりに資するため、「個人の要望」を踏まえるとともに「社会の要請」を重視した学習の機会及び情報の提供の充実を図ります。

現状

講演会、講座など多様な事業をあらゆる年齢層の市民を対象に実施しています。市民ニーズに対応した事業に加え、現代的・社会的課題をテーマに、地域や社会教育施設等の特色を活かした事業を実施しています。

また、市民の学習活動に有用な資料を収集・整理し、広報紙・ホームページ等をはじめとする多様な方法で提供しています。

課題

学びを通して活力ある地域をつくるため、現代的・社会的課題に対応した学習機会や学習情報提供のいっそうの充実を図ることが必要です。

主な取り組み

社会教育の機会の充実

家庭の教育力の向上、青少年教育、少子高齢化社会、環境教育、防災防犯教育、地域学習などの現代的・社会的課題に対応した社会教育事業の充実を図り、仲間づくりや市民の主体的な学習活動を促進します。

<各施設の取組>

- ・青少年活動センターでは、青少年教育の知識・技術の学習や先進事例の研修、団体間の情報交換会等、青少年教育をテーマにした社会教育事業を行っていきます。
- ・博物館では、市民や関係団体とも連携・協力しながら、人間市の地域の自然・歴史・民俗・産業・美術工芸品等と狭山茶を中心とする茶に関連する資料を継続的に収集し、調査・研究を進めて活用していきます。また、調査研究成果を生かし、市民ニーズを考慮した特別展・企画展等を実施し、多様な形で市民の学習活動を支援していきます。
- ・図書館では、魅力ある図書館づくりを目指して、地域情報拠点機能の充実を図りながら、各世代の利用促進事業を充実していきます。
- ・公民館では、学びを通じた豊かな暮らしと地域づくりを目指します。主な施策としては、高齢社会・健康づくり・環境意識の高揚・安全・安心な暮らしと地域づくりに対応した学習機会を提供します。

資料の収集・提供の充実

市民ニーズや現代的・社会的課題に対応した学習活動を支援するため、図書、資料や地域の自然・歴史民俗資料などの更なる収集・整理を行い、資料の公開及び貸出、ICTを活用した情報提供など、多様な方法で市民に提供します。

<各施設の取組>

- ・青少年活動センターでは、青少年向けの図書、資料の収集・閲覧、自然観察や野外活動の情報提供等、青少年活動を支援する資料の収集・提供を行っていきます。
- ・博物館では、「地域」と「お茶」をテーマに関連する資料を収集し、整理した上で、良好な状態で保存し、「もの」と「情報」の集積を行うとともに、調査研究と多様な方法による情報提供によって、多くの市民が各資料を活用し、その価値を分かち合えるよう取り組みます。
- ・図書館では、各世代向けの図書資料の充実を図り、提供していく事で地域の課題解決を支援する相談体制づくりをします。
- ・公民館では、図書、資料等の充実を図り、その利用を推進します。

社会教育に関する情報の提供の充実

市民の学習意欲を高めるため、広報紙やホームページなどの充実、各種メディアの活用を図り、講座やサークルなどの学習情報、現代的・社会的課題に対応した先進事例資料などの社会教育に関する情報を市民に提供します。

<各施設の取組>

- ・青少年活動センターでは、講座・イベント情報、施設の自然情報等について、小中学校等へのチラシやポスターの配布、ホームページ、CATVやコミュニティFM放送での紹介等、多様な方法で、市民に提供していきます。
- ・博物館では、日常的な調査研究成果を展示事業や出版物の刊行、ホームページでの発信などにより多様な方法で提供するほか、資料閲覧室でのレファレンスサービスなどにより学習相談に対応します。また、各種の講座・イベント情報・サークル情報などの学習情報を多様なメディアを用いて発信します。
- ・図書館では、図書館資料の最新情報等を図書館ホームページ、図書館だより、広報等、さまざまな方法により市民に、正確かつ迅速に伝えることに取り組んでいきます。
- ・公民館では、講座・イベント情報・サークル情報などの学習情報を公民館ホームページ、公民館だより、広報等、さまざまな方法により市民に提供します。

施策(2) 家庭・地域の教育力の向上

目標

家庭・学校・地域が連携した子育てへの取り組みや家庭教育を支援し、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

現状

子育て支援団体、青少年活動団体、学校、老人クラブ等と連携・協働し、子育てや家庭教育を支援する事業、世代間・地域交流事業を実施しています。

課題

少子化・高齢化、核家族化、価値観の多様化、地域のつながりの希薄化等により、家庭・地域の教育力が低下しているため、向上を図る必要があります。また、子育てサークル等の団体の会員数が減少しているため、支援が必要です。

主な取り組み

乳幼児の親を支援する事業の充実

社会教育を通じて、子育ての不安解消や親同士の仲間づくりを促進する事業を充実させ、乳幼児の親を支援します。

<各施設の取組>

- ・児童センターでは、みんなであそぼう0・1・2さい、おいしくたべよう0・1・2さい、幼児クラブ、幼児教室、ミニミニお誕生日会などの自主運営事業を展開し、乳幼児の親を支援します。
- ・青少年活動センターでは、乳幼児と保護者を対象にした自然体験事業「おやこ森あそび」を毎月1回実施し、自然の中で親同士の交流や自然遊びを行います。
- ・図書館では、ブックスタート事業を中心とした子育て支援策を検討するとともに、「おはなし会」や「おたのしみ会」、「プチー日図書館員」などの利用促進事業を通して、子育て、家庭教育力の向上を図ります。
- ・公民館では、地域ぐるみで子どもを育てる社会を目指し、地域の力を生かした子育て支援事業を実施するとともに、家庭教育力向上のための学習機会を提供していきます。

小中学生の親を支援する取り組み

P T A や子育てサークルなどによる家庭教育を支援する事業の充実、親同士の交流の促進など、社会教育を通じて小中学生の親の支援に取り組みます。

<各施設の取組>

- ・青少年活動センターでは、自然体験等の多様な親子体験事業を実施し、共同作業により親子の一体感を高め、自らの子育ての振り返りや親同士の交流を促進します。
- ・公民館では、親子と一緒に学ぶことができる社会体験事業を実施し、さらに事業を通して親同士の交流の促進を図ります。

家庭・学校・地域等の連携の促進

体験事業等の実施を通じて家庭・学校・地域等の連携を促進します。

<各施設の取組>

- ・児童センターでは、ボランティア会等との協働により各種体験事業を実施して児童の学習支援を実施します。また、地域の公民館等やまつり会場等に積極的に出向いて移動児童館や天体観望会などを実施し、普段は児童センターに来られない人にも児童センターでの事業を提供していきます。
- ・青少年活動センターでは、青少年活動団体や地域の老人会等と連携し、小学生を対象とした体験事業を実施します。
- ・博物館では、専門性を生かすとともに、ボランティアとの協働により、親子で参加できる催しや地域の特性を生かした事業を実施します。学校と連携して博物館授業や家庭教育学級への対応を図るほか、「むかしのくらしと道具展」等、博物館ボランティア、老人クラブ会員ボランティアが地域の子どもたちと主体的に関われる事業を協働で実施します。
- ・図書館では、関連する市民団体や他の行政機関と連携・協力した事業を実施し、読書活動の推進を図ります。
- ・公民館では、家庭・学校・地域の連携による子どもたちを中心とした世代間交流会事業、地域交流事業を実施します。

団体支援の充実

子育てサークル等の団体への支援の充実を図ります。

<各施設の取組>

- ・青少年活動センターでは、青少年健全育成を支援する団体への補助金交付や行政との協働事業等を通して活動の支援を行います。
- ・公民館では、子育てサークル活動の場を提供するとともに、活動相談に応じます。

施策(3) 青少年教育の充実

目標

市民や地域との協働により、青少年の自尊感情¹・自己有用感²及び社会性・創造性を育み、社会を生き抜く力の習得を図ります。

現状

青少年を対象にした居場所づくりや体験事業、リーダー養成等を行っています。また、市内に広く青少年教育を展開するため、青少年関係団体の活動を支援するとともに、協働による事業の企画・運営を行っています。

課題

事業の対象が小学生に偏りがちであり、学齢等に応じた体験事業が不足しています。また、青少年の自尊感情や自己有用感を高めるため、居場所づくり事業や青少年が企画運営する事業の更なる充実が必要です。青少年健全育成の担い手である青少年関係団体は、近年少子化等による会員減少や役員の担い手不足等、多くの課題を有しており、活動支援の充実を図る必要があります。

- 1 自尊感情 : 自分には価値があり、自分を大切に思える感情のことで、自己を肯定的に評価している状態。
- 2 自己有用感 : 自分が他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

主な取り組み

体験機会の充実

青少年に対して、学齢や発達段階に応じた、自然体験や社会体験、生活体験等、多様な体験事業を充実し、興味の伸長や主体的な学びの機会を提供します。また、中高生世代に対しては、イベントの企画運営への参画や職業観・勤労観を育成する事業等、自己実現や自立支援につながる体験事業を実施します。

<各施設の取組>

- ・放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全で安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちに様々な学習、体験及び交流活動の機会を提供する放課後子ども教室事業の充実を図ります。
- ・青少年活動センターでは、小学生を対象にした多様な分野の体験事業、中学生を主対象にした「むささびひろばまつり」の企画運営体験事業、中高生世代を対象にした自立支援事業等、発達段階に応じた体験事業を実施します。
- ・博物館では、サイエンスパーク、夏休みこどもお茶大学、むかしのくらしと道具展など、博物館の専門性を生かした体験事業を実施します。
- ・公民館では、青少年の豊かな心を育むために、創造性や協調性を育む体験事業、自己肯定感を高めるための社会奉仕体験事業を実施します。

居場所づくりの充実

青少年が異年齢のスタッフや友達との関わりの中で、ありのままの自分を受け入れてもらう事で、自己肯定感や社会性を育む居場所事業の充実を図ります。特に、中高生世代を対象とした居場所事業の実施、市内各所での居場所づくりの展開、居場所スタッフの育成について重点的に取り組みます。

<各施設の取組>

- ・児童センターでは、小学生が放課後に時間を利用して活動できる「トワイライト」事業を実施します。また、中高生世代にとっても居場所となるような事業の実施について計画していきます。
- ・青少年活動センターでは、青少年がスタッフや友達と交流しながら自由にのびのび過ごす、「むささび自習室」を実施しています。また、青少年団体との協働により、中高生のための居場所づくりや市内での居場所の展開について検討します。
- ・公民館では、青少年が気軽に安心して利用できる公民館づくりを推進するとともに、多目的に利用できるオープンスペースを整備します。

青少年関係団体の支援の充実

青少年団体の活動の充実のため、課題解決につながる研修会や団体同士の交流会、協働による事業実施、活動成果の地域還元を促進する仕組み整備等、より効果的な支援に取り組みます。

<各施設の取組>

- ・青少年活動センターでは、青少年団体への補助金交付、青少年活動者研修の実施、協働による青少年事業の実施等、多様な支援に取り組みます。
- ・公民館では、地域で活動している青少年活動団体の支援に取り組みます。

青少年を対象にしたスタッフ及びリーダー養成

中高生世代を主対象に、ボランティア体験などを通じて、事業スタッフや青少年リーダーを養成する事業を実施し、地域の青年リーダーを育成します。

<各施設の取組>

- ・児童センターでは、夏・春休みの長期休業の期間中、中学生ボランティアを募集し、児童センター業務の体験機会を設定します。また、ボランティア経験者には、引き続きイベントや事業への運営補助などを依頼していくことで新規ボランティアの開拓に努めます。さらに、子どもたちによる運営委員会のような場を用意し、児童の視点や意見を児童センターの運営や活動にいかします。
- ・青少年活動センターでは、中学生を主対象にした「むささびひろばまつり」の企画運営体験を実施し、高校生スタッフから将来的な青年リーダーへと、長期的な育成を行ないます。
- ・博物館では、高校生・大学生がボランティアとして活躍できるイベントを実施し、その育成を図ります。
- ・公民館では、子ども会のジュニアリーダー養成事業等を実施し、ボランティアの育成を図ります。

施策(4)文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援

目標

先人が守り伝えてきた市内の貴重な文化財及び伝統文化を未来へ継承するとともに、地域に根ざした文化財を活かした事業を実施することで、市民の郷土意識を育みます。

現状

調査研究により有形・無形を問わず貴重な文化財を指定文化財に指定し、保存を図

るとともに、保存に必要な事業に対して支援を行っています。さらに様々な文化財保護啓発事業により市民が文化財に親しむ機会を提供しています。旧石川組製系西洋館・旧黒須銀行では、一般公開や貸出等の活用により文化遺産として建物の魅力を広めるとともに、建物に破損が発生した場合は適宜修繕を行い、保存に努めています。また、滅失の恐れある埋蔵文化財の試掘・発掘調査を行い、記録として残しています。

伝統文化活動団体を支援するとともに、協働による事業の企画運営を行っています。

課題

市内の貴重な文化財を掘り起こすための調査研究を充実させ、指定文化財に指定して保存を図っていく必要があります。無形民俗文化財の伝承では、後継者育成のための適切な支援が必要となっています。また、市民の文化財保護への理解を深めるため、保護啓発事業を充実させていく必要があります。

西洋館・旧黒須銀行については、経年劣化により建物の傷みが目立ってきており、現状のままでは活用に影響が出ているため、計画的な修繕により保存を図っていく必要があります。また、市民文化の向上や観光の振興に資するための活用が必要となっています。

埋蔵文化財については、保存だけでなく調査成果等を活用した事業を実施することで、市民に埋蔵文化財の持つ価値を伝え、保護意識の向上を図っていく必要があります。

伝統文化活動団体の活動を将来にわたって継続させていくための支援が必要です。

主な取り組み

指定文化財の保護

調査研究を通じて、貴重な文化財を指定文化財に指定するとともに、指定文化財の保存に必要な事業に対して補助していきます。また、無形民俗文化財の保存のため、後継者育成の母体となる保持団体の活動を支援していきます。

文化財保護啓発事業の実施

各地区に残る身近な文化財を活かし、市民が郷土の魅力を再認識してもらえるような事業を実施していきます。

近代化遺産の保存・活用

西洋館・旧黒須銀行の計画的な修繕を実施し、文化財としての保存を図るとともに、両施設が一体となった魅力ある活用計画を策定し、様々な事業を実施していきます。

埋蔵文化財の保護

試掘・発掘調査を実施して埋蔵文化財の適切な記録保存を図るとともに、出土品等を活用した事業を実施していきます。

伝統文化活動団体の支援の充実

公民館では、地域の文化を守り育てるために地域の関係団体等との協働による事業を実施します。また、郷土芸能の普及と発展のために郷土芸能団体の活動を支援します。

第2項 社会教育施設等の整備

施策(1) 施設の充実・最適化

目標

公共施設マネジメントの考え方に基づく施設の再配置に取り組み、サービスの適正化を考慮しつつ、公共施設全体の視点から社会教育施設の最適化を進めます。

現状

経年劣化により施設及び付帯設備の老朽化が進み施設としての機能が低下しており、様々な箇所の修繕等が必要になっています。

課題

施設としての機能を高めていくため、施設及び付帯設備の改修・修繕について計画的に取り組んでいく必要があります。また、施設により施設内で利用者が気軽に利用できるオープンスペースの確保が不十分であることから、オープンスペースを確保することが必要です。

主な取り組み

児童センター施設の充実

長期的な修繕計画を立て、優先順位を考慮して継続的に整備していきます。また、施設の性格を踏まえて、特に子ども達にやさしく、安全・安心で何度でも来館してもらえるような快適な施設づくりに取り組んでいきます。

青少年活動センター施設の充実

長期的な修繕計画を立て、緊急性の高いものから計画的に修繕を行っていきます。また、特色を生かし、活発で好奇心旺盛な子ども達にやさしく、安全・安心で気軽に来館していただけるような快適な施設づくりに取り組んでいきます。青少年活動センター運営協力会会員との協働により、様々な利用者のニーズに即した魅力的な施設の整備に取り組んでいきます。

博物館施設の充実

修繕計画に基づき施設改修に取り組みます。館庭も「市民の心のよりどころ」となる重要な要素と位置づけ、安全に、また安心して利用できるよう管理と整備を行うとともに、市民広場の多様な活用方法の検討や、野生植物の育成場所としての整備・充実を図ります。

図書館施設の充実

各施設管理者と連携・協力して管理運営を行うとともに、十分な協議を行い、快適な読書環境の整備に努めていきます。

公民館施設の充実

緊急性の高いものから計画的に改修・修繕を実施するとともに、引き続き施設のバリアフリー化に取り組んでいきます。また、多目的に利用できるオープンスペースの確保に努めていきます。

5 スポーツ・レクリエーション

政 策	施 策	主な取り組み
第1項 生涯スポーツの充実	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実
		スポーツ・レクリエーション事業の推進
		学校体育施設の開放
		地区体育館の活用
	(2) スポーツ環境の整備	スポーツ指導者等の充実
		スポーツ・レクリエーションの顕彰
		関係団体との連携
		スポーツ施設の整備

第1項 生涯スポーツの充実

施策(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

目標

スポーツやレクリエーション活動を通じ、健全な心と体を培い、明るく豊かな人間性を育みます。

現状

スポーツ及びレクリエーション関係団体と連携して、各種スポーツ教室や市民が実践する競技の目標達成度を確認するための各種スポーツ大会を開催しています。

また、地域住民のスポーツ活動を充実させるため、地区体育館の活用を図るとともに、身近な小中学校の体育施設の開放を行うなど、市民の健康づくりや体力向上のために、気軽にスポーツやレクリエーションに親しむ機会を提供しています。

なお、平成26年度に実施した「入間市市民意識調査」の結果によると、週1回以上のスポーツ実施率は41%であることから、入間市スポーツ推進計画における基本目標の50%に達していない状況にあります。

課題

子どもから大人、高齢者や障がいのある方まで、誰もが参加できる多様な体験機会を学校や地域、各種スポーツ団体等と連携しながら、継続的に提供する必要があります。また、市民の健康増進を目的として開催する事業は、市民にわかりやすい事業にするため、庁内関係課との調整を図った上で計画する必要があります。

主な取り組み

スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

週1回以上何らかのスポーツ・レクリエーションに関わり、継続的に実践するため、イベントや教室等を実施し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を充実します。

スポーツ・レクリエーション事業の推進

健康増進を目的とした、ラジオ体操会などの事業や、駅伝競走大会などの競技力向上及び目的達成度を確認する大会を実施します。

学校体育施設の開放

地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校教育活動に支障のない範囲で、小中学校の体育施設を地域住民に解放し、施設の有効活用を図ります。

地区体育館の活用

身近な体育施設である地区体育館を活用して、地区におけるスポーツやレクリエーション活動の推進を図ります。

施策(2) スポーツ環境の整備

目標

市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。

現状

「人間市スポーツ推進計画」に基づいて、スポーツ環境の整備、充実を推進しています。ソフト面では、指導者の資質向上や新たな指導者の養成を、また、優秀な成績を収めた選手や団体への功績を讃えるスポーツ奨励金や顕彰制度を設けています。また、ハード面では、市民が安全・安心して利用しやすい体育施設の整備に努めています。

課題

各種スポーツにおけるニーズの多様化、高度化などに伴い、スポーツ指導者の資質と指導力の向上と共に、後継者の養成が求められており、体育施設については、経年劣化に伴う計画的な補修と、ソフトボール、テニス、サッカー等のスポーツ施設の充実が求められています。また、地区スポーツ広場の整備については、地域バランスや周辺環境を考慮しながら取り組む必要があります。

主な取り組み

スポーツ指導者等の充実

スポーツ指導者及びレクリエーション指導者の資質の向上と活動機会の提供を図るため、指導者の養成に取り組めます。

スポーツ・レクリエーションの顕彰

優秀選手や優秀団体の顕彰を行うことにより、スポーツ・レクリエーションを奨励し、スポーツの振興を図ります。

関係団体との連携

市民のスポーツ活動を推進させるため、市体育協会や市スポーツ推進委員協議会等との連携を推進します。

スポーツ施設の整備

地域スポーツの拠点となる地区スポーツ広場や各種スポーツ施設の適切な維持管理のため、計画的な整備と充実を図ります。

第4章 計画の推進にあたって

1 社会全体で教育の向上に取り組むために

(1) 国、県との連携

本計画の策定にあたっては、国の教育振興基本計画及び埼玉県教育振興計画において提起される教育をめぐる現状と諸課題等を踏まえて検討を図っています。

特に、国の教育振興基本計画で基本方向の筆頭に挙げられている「社会を生き抜く力の養成」は、本市の教育行政を推進するためにも極めて重要な課題であることから、本計画においては、子どもから大人まで、市民が生涯にわたって、学び続けることができ、学びの場としての学校教育や社会教育を充実させ、学んだ成果を地域や社会に活かすことで、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくりを目指すことを施策の基本方針に設定しています。

なお、埼玉県教育委員会とは常に密接に連携調整を図りながら、広域的な視点を含めて本市教育行政の推進を図ります。

(2) 市民との協働

本市は、行政運営の基本方向に、市民と行政との協働によるまちづくりである「元気な入間」を掲げて、ふるさと入間を愛する多くの人たちによって受け継がれてきた歴史や文化、自然を大切にしながら今日まで発展を遂げてきました。

そのため、本市教育行政の推進にあたっては、市民との連携・協力を努め、相互に補完しつつ一体となって地域の人材・教材や文化等の活用を図りながら、地域に根ざした特色ある生涯学習活動の推進に取り組むことで、市民の誰もが生きる力を育み、生き生きと成長できるように努めていきます。

(3) 教育と行政との連携

本計画は、教育委員会が所管する施策を主な対象としていますが、教育を取り巻く現状は、社会環境とともに大きく変化し、さまざまな課題が複雑化し、時として市民の暮らしのあり方に直結していくようなケースも想定され、教育行政の中だけでは解決が困難になっています。そのため、本計画の推進にあたっては、こども、保健、福祉部門といった市長の事務部局との連携・協力を前提とし、教育委員会、市長部局が一体となって取り組んでいくこととします。

2 計画を推進するために

(1) 計画の進行・管理

本計画の効果的かつ着実な推進を図っていくためには、各施策の目標を明確に設定し、成果の検証を客観的に行えるシステムを構築することが必要です。そのため、計画の進捗状況を把握するための評価指標を設定し、その達成状況を踏まえて業務管理サイクル(PDCAサイクル)に基づく進行管理を行っていきます。

(2) 計画の市民への周知

本計画について市民に広く周知を図るとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況については、毎年度、点検・評価を行い市教育委員会ホームページで公表していきます。

また、その結果を翌年度以降の施策に反映するよう、「入間市の教育」を年度ごとに

作成し、基本理念、基本方針及び基本目標を定め、その目標に沿った効果的な事務事業を展開していきます。

(3) 教育予算の効率的な執行

本市の財政状況は、社会保障関係経費の増大などにより今後さらに厳しさを増していくことが想定されます。

そのため、各事業が円滑かつ継続的に実施されるよう、中長期的な視野に立ち、各事業における予算効果、執行方法の検証、改善を進め、本計画に基づく各種施策、そして教育行政に大きな効果が挙がるよう努めていきます。

3 指標一覧

本計画の進捗状況を把握するための指標です。

(1) 人権教育

指標 (施策名)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	内 容	ページ
人権問題に関する講演会、講習会の参加者数	2,748人	2,780人	人権問題に関する講演会、講習会の参加者数により人権尊重のまちづくりの進展状況を判断します。	8

(2) 生涯学習

指標 (施策名)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	内 容	ページ
学習情報提数	99,280部 5,324件	100,280部 5,500件	生涯学習情報紙の発行部数やホームページへのアクセス件数により充実度を判断します。	10
生涯学習事業の実施数	年4事業	年4事業	事業の実施数により、学習機会の充実度を判断します。	10
生涯学習事業への参加者数	6,424人	6,460人	事業への参加者数により、学習環境の充実度を判断します。	10
生涯学習を推進する市民活動団体の会員数	10人	25人	会員数により、充実度を判断します。	10
市民活動団体等の連携協力による事業数	年2事業	年2事業	連携協力による事業数により、促進の度合いを判断します。	10
講師数	57人	60人	生涯学習に関する市民講師の人数により、充実度を判断します。	11

事業の実施数	年17事業	年17事業	現代的・社会的課題に対応した事業の数により、充実度を判断します。	11
--------	-------	-------	----------------------------------	----

(3) 幼児・学校教育

指標 (施策名)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	内 容	ページ
学校満足度	80.0%	90.0%	学校評価の分析により、満足度を判断します。	12
不登校出現率、いじめの発生率	不登校0.25% いじめ0.39%	不登校0.13% いじめ0.17%	生徒指導調査の分析により、出現率及び発生率を判断します。	12
小1プロブレム、中1ギャップ問題の状況	70.0%	95.0%	異校種間接続の問題の対象となる児童生徒の「生活アンケート」により、満足度を判断します。	12
学校における学習についての充実度	95.0%	105.0%	国や県の学習状況調査により、学習充実度を判断します。	13
家庭学習の実施率	56.0%	80.0%	国や県の学習状況調査により、達成度を判断します。	13
ふるさと入間への関心度	58.0%	80.0%	国や県の学習状況調査により、関心の高さを判断します。	13
朝食をとっている子どもの割合	89.0%	100.0%	国や県の学習状況調査により、達成度を判断します。	13
自転車用ヘルメットの着用率	60.0%	80.0%	児童生徒へのアンケートにより、安全意識を判断します。	13
遊びと学びの手引き活用率 (本編・安全編)	70.0%	100.0%	遊びと学びの手引き及び遊びと学びの手引き安全編の活用状況から、保幼小の滑らかな接続ができているかを判断します。	14
学校施設の充実	20.37%	100.00%	児童、生徒の安全・安心を第一に考え、学校施設の非構造部材の耐震化を図ります。	15
自校給食校の食器の入れ替え	4校	16校	各小学校の給食食器を、アルマイト製から新食器への入れ替えを行う。	16

(4) 社会教育

指 標 (施策名)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	内 容	ページ
社会教育事業 の参加者数	230,231人	240,500人	現代的・社会的課題に対応する事業 への参加人数により、社会教育の機 会の充実度を判断します。	17
博物館観覧者 数	31,810人	34,000人	博物館観覧者数により、学習機会の 充実度を判断します。	17
図書館入館者 数	694,482人	720,000人	図書館入館者数により、学習機会の 充実度を判断します。	17
資料点数	39,970件 (博物館) 564,024点 (図書館)	46,470件 (博物館) 600,000点 (図書館)	博物館資料のホームページ上での 公開件数及び図書館図書の所蔵点 数により、資料の収集・提供の充実 度を判断します。	17
ホームペー ジへのアクセ ス件数	667,536件	740,300件	アクセス件数により社会教育に関 する情報の提供の浸透の度合いを 判断します。	17
子育て・家庭教 育事業の実施 数	210 事業	215 事業	子育てや家庭教育を支援する事業 の実施数により、事業の充実度を判 断します。	19
家庭・学校・地 域等と連携し た事業の実施 数	410 事業	436 事業	事業の実施数により、連携の度合い を判断します。	19
子育てサーク ルの数	24 サークル	27 サークル	社会教育施設における子育てサー クルの数により、活動の推進が図ら れているかを判断します。	19
体験事業の実 施数	174 事業	196 事業	事業数により、体験機会の充実度を 判断します。	21
居場所づくり 事業の参加人 数	20,857 人	22,090 人	事業の参加人数により、事業の充実 度を判断します。	21

参画型事業の実施数	56事業	61事業	青少年が参画する事業数により、充実度を判断します。	21
協働事業の実施数	127事業	129事業	青少年関係団体との協働事業の数により、充実度を判断します。	21
ボランティア体験事業、リーダー養成事業の参加人数	194人	239人	事業に参加した青少年の人数により、事業の充実度を判断します。	21
指定文化財の件数	70件	78件	貴重な文化財が適切に保護されているかを判断します。	22
文化財保護啓発事業への参加人数	190人	250人	市民の文化財保護意識の高まりを判断します。	22
西洋館・旧黒須銀行の来館者数	2,800人	10,000人	近代化遺産を活かした事業が行えているかを判断します。	22
埋蔵文化財の報告書刊行数	34冊	42冊	埋蔵文化財が適切に保護されているかどうかを判断します。	22
伝統文化活動団体の会員数	740人	740人	貴重な伝統文化が適切に伝承されているかを判断します。	22
社会教育施設に対する市民満足度	図書館 0.394 公民館 0.292	図書館 0.450 公民館 0.320	市民意識調査の結果から、社会教育施設の整備やサービスの充実が図られているかを判断します。	24

(5) スポーツ・レクリエーション

指標 (施策名)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	内容	ページ
生涯スポーツフェアの参加者数	2,213人	3,000人	気軽に体験できる生涯スポーツフェアの参加者数により、市民のスポーツやレクリエーションに対する関心度を判断します。	25
学校体育施設の利用者数	130,531人	140,000人	学校体育施設の利用者数により、地域住民のスポーツ活動に対する関心度を判断します。	25

地区体育館の利用者数	161,658人	170,000人	地区体育館の利用者数により、地区スポーツ活動の推進状況を判断します。	25
スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金の申請件数	33件	40件	申請件数により、市民の競技スポーツにおける活躍度を判断します。	26
体育協会への加盟団体数	38団体	40団体	加盟団体数により、スポーツ活動団体の充実度を判断します。	26

入間市教育振興基本計画

平成 29 年 月

発行 入間市・入間市教育委員会

〒358-8511 入間市豊岡一丁目 16 番 1 号

Tel 04-2964-1111 (代表)

Fax 04-2964-4841

e-mail ir800100@city.iruma.lg.jp